



鳥取県公報

平成 26 年 9 月 5 日 (金)
第 8 6 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (654) (障がい福祉課) 2
	保安林の指定予定 (655) (森林づくり推進課) 2
	県営土地改良事業の工事の完了 (656) (中部総合事務所農林局) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (657) (西部総合事務所地域振興局) 3
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ービス事業者の指定の取消し (658) (東部福祉保健事務所) 3
	清算法人福井土地改良区の清算人の退任 (659) (東部農林事務所) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (3 件) (警察本部会計課) 4

告 示

鳥取県告示第654号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県アルコール健康障がい対策検討委員会	アルコール健康障がい対策の取組に関する事項	平成26年9月5日から 平成27年3月31日まで	障がい福祉課

鳥取県告示第655号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字赤松字東嶋ヶ谷553の15から553の17まで、553の20、553の21
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第656号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成26年9月5日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農業競争力強化基盤整備事業加勢蛇西 2 期地区農業用排水施設及び農道整備	平成26年 8 月 11 日

鳥取県告示第657号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年10月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年 9 月 5 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成26年 8 月 22 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフサポートともだち

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

安川 敦子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡伯耆町小町一丁目313-8

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障がいや有する児童・生徒や社会的障壁等の何らかの要因により支援を必要とする18歳未満の児童生徒に対して、放課後等デイサービスや不登校対応、18歳以降の支援を必要とする人の働く喜びの場活動を通して、まごころのこもった福祉のこころの場（安全で安心出来る場）の提供や、基本的な教え・育む場（保護者の代替）の保障を行い、人間として生きる自信や喜び、新たなチャンスを創り出す機会とし、夢と希望を与えると共に、保護者が心身共に安心して職務に従事できる環境を整備する。また、地域社会との交流を通して、互いに認め合う・支え合う・助け合う社会づくりにより、心豊かなやさしい社会、しなやかな社会、たくましい社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第658号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年 9 月 5 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
合同会社 しょうぶ の郷	鳥取市菖蒲 732	しょうぶの郷	岩美郡岩美町浦富 2475-211	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	平成26年 9 月 30日

鳥取県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人福井土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成26年9月5日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した清算人の氏名及び住所

前 田 守 正 鳥取市福井257
石 上 康 弘 鳥取市福井150
小 谷 俊 行 鳥取市福井224
田 中 仁 鳥取市三津357
井 上 範 行 鳥取市福井244-7
福 本 順 治 鳥取市福井106-2

平成26年8月25日退任

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

I C免許証追記端末貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 I C免許証追記端末 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年12月22日（月）

イ 借入物品の貸借期間及び保守期間

平成27年1月1日から平成31年12月31日まで

(5) 契約金額

契約金額の月額は、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てるものとする。)とし、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(60月)で月割りした1月当たりの単価であるものとする。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成26年9月5日(金)から同年10月16日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年9月30日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア及びイの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であり、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年9月30日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年9月5日(金)から同月16日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

平成26年10月16日（木）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月15日（水）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- （1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成26年10月1日（水）午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の月額に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

（4）契約書作成の要否

要

（5）落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて

作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer System for IC Driver' s license
postscript terminal 1 set

(2) October 1, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification
confirmation

(3) October 16, 2014 1 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders

October 15, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi ,Tottori-shi 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

電子署名生成装置賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 電子署名生成装置 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年12月22日（月）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成27年1月1日から平成31年12月31日まで

(5) 契約金額

契約金額の月額は、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、次に掲げる費用の合計額を（4）のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価であるものとする。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ （1）のアの物品に係る（4）のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者で次に掲げる要件を全て満たすものうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成26年9月5日(金)から同年10月16日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年9月30日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア及びイの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であり、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年9月30日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年9月5日(金)から同月16日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年10月16日（木）午後 2 時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月15日（水）午後 5 時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年10月1日（水）午後 5 時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の月額に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer System for Electronic signature generation equipment 1 set
- (2) October 1, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 16, 2014 2 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders
October 15, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi ,Tottori-shi 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
免許台帳ファイリング装置賃貸借及び保守業務 一式
ア 借入物品 免許台帳ファイリング装置 一式
イ 購入物品 ソフトウェア 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 履行場所
入札説明書による。
- (4) 履行期間
ア 借入物品及び購入物品の納入期限
平成26年12月22日（月）
イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間
平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
- (5) 契約金額
契約金額の月額は、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、次に掲げる費用の合計額を（4）のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価であるものとする。
ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用
イ （1）のアの物品に係る（4）のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額
ウ （1）のイの物品の価額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

- (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成26年9月5日（金）から同年10月16日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年9月30日（火）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

エ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア及びイの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であり、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年9月30日（火）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成26年9月5日（金）から同月16日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

平成26年10月16日（木）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月15日（水）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年10月1日(水)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の月額に60を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer System for IC Driver's license filing system 1 set

(2) October 1, 2014 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 16, 2014 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

October 15, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1

-271 Higashi-machi ,Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110